

第2号議案 正会員除名承認の件

●●●●を除名する。

経 過

当会員は、2024年11月3日、特殊詐欺の容疑者（受け子もしくは出し子とみられる）として東京福生警察署により逮捕、11月12日までの10日間勾留された。その後の詳細は不明であるが、拘留中に家族が本人に接見し、本人の意思確認を経て11月9日付けで職場は論旨退職となっている。本会には、2024年11月18日付けの書面で所属県士会の倫理委員長（理事）から倫理問題事案報告書が提出され、同日受理となっている。

当会員は、会費未納のため2024年3月31日付けで会員資格を喪失しているが、会員の処分の種類に関する規程第2条（本規程を適用する対象者の範囲は、本会の正会員とする。但し、第4条1～4号に規定する除名、退会、譴責、戒告については、退会した者であっても事案の受理日もしくは退会日のいずれか遅い日から1年を限度に、本規程をさかのぼって適用することができる。）により処分対象者に該当するため、倫理委員会にて通常の処置作業に着手した。

その後、新聞報道等もないまま推移し、当会員の退職前の勤務先の上司に情報提供の依頼をしたが、上記を超える新たな情報が得られたなかったため、3月10日付けの書面で倫理委員会から本人（本会退会時登録の住所）宛に事実確認の依頼文書を郵送したところ、「あて所に尋ねあたりません」との理由で3月19日に返送されてきた。

理 由

当会員を「除名」とする理由は以下の通りである。

上記の経過および調査結果からも明らかなように、当会員が特殊詐欺という犯罪により逮捕され、それを理由に職場も論旨退職となっている。この事実内容を「会員処分の標準例・処分量定一覧」に照合すると、「作業療法士の業務外における犯罪及び不正行為」の「その他の非行等」の「窃盗・詐欺・恐喝」の項目に該当する。現代社会における一つの重要犯罪とされている案件であることから、除名処分が妥当であると判断した（2025年4月19日、2025年度第1回定例理事会）。

根拠規程等

- ①定款
- ②倫理綱領
- ③作業療法士の職業倫理指針
- ④倫理問題の処理に関する規程
- ⑤会員の処分の種類に関する規程
- ⑥会員処分の標準例・処分量定一覧